

○茨城県市町村会館管理条例

平成11年8月12日

組合条例第6号

(趣旨)

第1条 この条例は、茨城県市町村総合事務組合同規約(昭和50年6月21日地指令第614号)第4条第6号の規定に基づき、茨城県市町村会館(以下「会館」という。)の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用の許可)

第2条 会館を使用しようとする者は、あらかじめ文書で組合長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。

2 組合長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないことができる。

- (1) 会館を使用しようとする者が公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 会館の管理上支障があると認めるとき。

3 第1項の許可には、会館の管理上必要な条件を付することができる。

(使用の許可の取消し等)

第3条 組合長は、前条第1項の規定により許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するとき又は会館の管理上支障があると認めるときは、その許可を取り消し、許可の内容若しくは条件を変更し、又は会館からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則等に違反したとき。
- (2) 公の秩序を乱し、若しくは善良な風俗を害し、又はそのおそれがあるとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により許可を受けた事実が明らかになったとき。
- (4) 許可に付された条件に違反したとき。

(使用者の負担)

第4条 次の各号に掲げる経費は、使用者の負担とする。

- (1) 電気料金
- (2) 水道料金
- (3) ガス料金
- (4) 電話料金
- (5) その他組合長が必要と認める経費

(使用料の納付)

第5条 使用者のうち事務室、倉庫又は駐車場を使用するもの(以下「事務室等使用者」という。)は、別表第1に定める使用料を納付しなければならない。

2 事務室等使用者以外の使用者は、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。

(共益負担金)

第6条 会館の維持管理に要する共通の経費（以下「共益負担金」という。）は、事務室等使用者の負担とする。

2 共益負担金は、別表第3の左欄に掲げる区分により、当該右欄に掲げる金額を乗じて得た額とする。

（使用料の減免）

第7条 組合長は、特別の理由があると認めるときは、その使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料等の還付）

第8条 既納の使用料及び共益負担金は、還付しないものとする。ただし、組合長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（原状回復義務）

第9条 使用者は、その使用を終了したときは、直ちに施設、設備、器具等を原状に復してこれを返還しなければならない。

（賠償義務）

第10条 使用者は、故意又は過失により会館の施設、設備、器具等を破損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の賠償額及び徴収方法は、組合長が別に定める。

（委任）

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成11年12月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

事務室等使用料

種類	使用料月額
事務室	1平方メートル当たり 1,500円
倉庫	1平方メートル当たり 1,000円
駐車場	1台につき 8,000円

備考

- 1 事務室、倉庫及び駐車場の使用を開始する日又は使用を終了する日が月の途中で1月に満たない場合でも、その月の使用料の日割計算は行わない。
- 2 使用する事務室及び倉庫の面積に1平方メートル未満の端数を生じた場合は、これを1平方メートルとする。

別表第2（第5条関係）

会議室等使用料

種類	面積	収容人員	使用料	
			全日	半日
講堂	平方メートル	人	円	円
	341	354	32,000	32,000
大会議室	268	112	23,000	16,000
中会議室	72	22	10,000	7,000
201会議室	180	105	17,000	12,000
202会議室	57	30	8,000	6,000
203会議室	57	30	8,000	6,000
204会議室	50	27	8,000	6,000
展示コーナー	120		5,000	5,000

備考

使用料欄の「全日」の区分は、8時30分から17時まで、「半日」の区分は、8時30分から12時まで又は13時から17時までとする。

別表第3（第6条関係）

共益負担金

区分	負担金月額
使用する事務室の面積	1平方メートル当たり 800円
在籍する職員数	1人当たり 1,500円

備考

- 1 事務室の使用を開始する日又は使用を終了する日が月の途中で1月に満たない場合でも、その月の負担金の日割計算は行わない。
- 2 使用する事務室の面積に1平方メートル未満の端数を生じた場合は、これを1平方メートルとする。
- 3 在籍する職員数は、月の初日の人数とし、月の途中で増減した場合でも、その月の負担金の日割計算は行わない。